

富田林市納税通知書等送付用封筒広告掲載に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富田林市納税通知書等送付用封筒（以下「封筒」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 封筒に掲載する広告（以下「広告」という。）の内容を審査するため、富田林市納税通知書等封筒広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、総務部長、課税課長、納税課長、人権政策課長、情報公開課長の職にある者をもって組織する。

2 委員会に、委員長を置き、総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、課税課長がその職務を代理する。

5 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

6 委員会の庶務は、課税課において処理する。

(封筒の種類等)

第4条 第1条に規定する封筒の種類は次の各号のものとする。

(1) 固定資産税・都市計画税納税通知書送付用封筒

(2) 市民税・府民税納税通知書送付用封筒

(3) 軽自動車税納税通知書送付用封筒

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、掲載位置及びサイズ等を考慮して別に定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第6条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

(1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの

(3) 政治、宗教に関する主張、勧誘、批判等を内容とするもの。主義主張などの意見広告やこれに類するもの

(4) 公職の候補者（当該候補者になろうとする者及び公職選挙法第3条に規定する公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、又はこれに反するもの

(5) 他者の誹謗・中傷する内容を含むもの

(6) 虚偽又は誇大な表現で市民の的確な判断を誤らせるおそれのあるもの

(7) 市が推奨しているかのような、誤解を与えるおそれのあるもの

(8) 個人や団体の人格広告を目的としたもの

(9) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条各号の適用をうける業種、及び類似する業種

- (10) 社員等の求人広告またはこれに類するもの
- (11) 訪問販売、消費者金融に類するもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 封筒の公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (14) 引換券又は割引券が広告の全部または一部となっているもの
- (15) その他納税通知書等の送付用封筒に掲載する広告として不相当であると市長が認めるもの

(使用期間等)

第7条 封筒は、当初納税通知書発送及びそれ以降の随時変更通知書等発送に使用するものとする。ただし、作成した封筒を全て使用することを約するものではない。

(最低申込金額)

第8条 各封筒の広告1件当たりの最低申込金額(消費税及び地方消費税を含む。)は封筒1枚につき1円とする。

(広告の募集)

第9条 広告の募集は、富田林市ホームページ及び広報とんだばやしにより行う。

- 2 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載申込者」という。)がない場合においては、個別に広告掲載の案内をし、又は適切な方法により選定した広告取扱者に広告の斡旋をさせることができるものとする。

(申込資格)

第10条 次条第1項に規定する申込者は、本市の市税を滞納している場合は、同項に規定する申込みをすることができない。

- 2 次条第1項に規定する申込者が法人である場合にあっては、前項に定めるもののほか、当該法人の代表者が本市の市税を滞納しているときは、次条第1項に規定する申込みをすることができない。

(掲載申込)

第11条 広告掲載申込者は、富田林市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込書(様式第1号)に必要事項及び申込額を記入し、掲載を希望する広告案を添えて、富田林市総務部課税課(以下「課税課」という。)に掲載を申し込むものとする。

- 2 第8条第1項に規定する最低申込金額に満たない申込額の申込は無効とする。

(広告掲載の決定)

第12条 市長は、前条の規定による広告掲載の申込みがあったときは、第2条に定める委員会に広告の内容及び掲載の可否について審査を求めるものとする。

2 市長は、委員会からの報告に基づき、申込に記載された広告の内容及び、第6条に規定する広告掲載の基準を満たしていると認められた広告掲載申込者のうち、次の方法により広告主を決定するものとする。

- (1) 広告主の決定は、第4条の規定に記載されている税目順により行うものとする。
- (2) 申込価格が最も高い者を広告主として決定する。
- (3) 機会均等の趣旨により、一税目で広告主として決定した者については、それ以下の順の

税目での申込みは無効とする。ただし、他に申込者がいないときはその者を広告主として決定する。

(4) 第4条第1項第3号の税目において、第4条第1項第1号及び第2号の税目に広告主として決定したことにより申込無効となった2者のみの応募のときは、その2者のうち申込価格が高い者を広告主として決定する。

3 申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人及び団体

(2) 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

(3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの

4 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

5 市長は、前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、富田林市納税通知書等送付用封筒広告掲載申込みに対する結果通知書（様式第2号）を、それぞれ広告掲載申込者に送付するものとする。

（広告原稿の提出）

第13条 広告掲載が決定した広告掲載申込者（以下「広告主」という。）は、課税課が指定する期日までに、電子データの形式で広告の原稿を課税課に提出するものとする。

2 市長は、提出された原稿について、封筒に掲載することが適当でない認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

（広告主及び本市が負担する広告作成にかかる経費）

第14条 広告主は、広告掲載料とは別に、広告作成に係る経費として、広告のデザイン及びレイアウトに係る作成費用を負担するものとする。

2 本市は、広告作成に係る経費として、封筒の購入費用及び広告の印刷代を負担するものとする。

（掲載料の納付）

第15条 広告主は、結果通知書に記載された納付期限までに、市長が指定する方法によって掲載料を一括納付するものとする。

2 掲載料が期限までに納付されないときは、その掲載決定を取り消し、第12条による審査において次点となった広告掲載申込者を広告主とする。

（広告の著作権）

第16条 広告の著作権は、原則として、広告主に帰属するものとする。ただし、広告主と別途取り決めがあるときはこの限りではない。

(広告の掲載)

第17条 課税課は、前条の掲載料の納付を確認後、広告を掲載した送付用封筒を作成するものとする。

2 広告主の責めに帰すべき事由により、前項の規定により作成した送付用封筒を使用できなくなったときは、掲載料を返還しないほか、送付用封筒の再作成にかかる費用を広告主は負担しなければならない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主の責に帰すべき理由により広告掲載が適当でなくなった場合、広告主は当該広告主の広告を掲載している封筒の発注価額を限度に賠償の責を負うものとする。

5 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の返還)

第19条 広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由により広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年12月1日から施行する。